

記入例：（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）

住宅借入金等特別税額控除申告書に、源泉徴収票を添付し提出してください。

※会社より交付された平成20年分の源泉徴収票

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 岡山市大供1-2-3	氏名 岡山 太郎	（受給者番号） （フリガナ） オカヤマ タロウ （役職名）
種別 給与	支払金額 5000000	給与所得控除後の金額 3460000
控除対象配偶者 の有無等	控除対象配偶者 の特別控除の額	控除対象配偶者 の特別控除の額
扶養親族の数 （配偶者を除く）	障害者 （本人を除く）	社会保険料 等の金額
生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額
源泉徴収税額 0	源泉徴収税額 1955000	源泉徴収税額 0
（摘要）住宅借入金等特別控除可能額 180000円	国民年金保険料等の金額 500000円	配偶者の合計所得 個人年金保険料の金額 500000円
乙欄 本人が障害者 特別 一般	妻 夫 一般 特別	中継就・退職 就 職 退 職 年 月 日
支払者 岡山市大供1丁目1-1 O△商会	（電話） 086-000-△△△△	受給者生年月日 20 年 月 日 明 大 路 平 年 月 日

住宅借入金等特別控除額が算出年税額（住宅借入金等特別控除額を差し引く前の所得税額）よりも多い場合には、算出年税額が記載されています。なお、この場合には住宅借入金等特別控除額は住宅借入金等特別控除可能額（左図のC）に記載され、平成21年の1月1日にお住まいの市区町村に申告することで市民税の控除を受けられることがあります。

※市民税用の住宅借入金等特別税額控除申告書（申告書は市役所の市民税課にあります。）

平成 2 1 年度分 市民税 市県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
（年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用）

現住所 岡山市大供1-2-3	整理番号 ※記入しないで下さい
平成 年 月 日 現在の住所 住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地 同上	電話番号 086-803-1169
フリガナ オカヤマ タロウ	生年月日 明・大 路 平 年 月 日
氏名 岡山 太郎	30 年 4 月 1 日

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 （注1）	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算
（単位：円）

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額 （平成19年以降の居住年に係る額を除く）	①源泉徴収票のCを記入	180,000
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②源泉徴収票のAを記入	3,460,000
前年分の所得控除の額の合計	③源泉徴収票のBを記入	1,955,000
前年分の所得税の総所得金額	④	1,505,000
④に対する所得税額相当額	⑤	150,500
前年分の所得税額 （税額控除前）	⑥	75,250
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	150,500
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額	⑧	75,250
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 （⑧ × 3/5）	⑨	45,150
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 （⑧ × 2/5）	⑩	30,100

（注1） 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る居住開始

④の金額を下記の所得税の速算表のIに当てはめて税額を計算してください。
例：1,505,500 × 10% = 150,500

④の金額を下記の所得税の速算表のIIに当てはめて税額を計算してください。
例：1,505,500 × 5% = 75,250

整理欄

用紙は3枚複写となっており、1枚目が市区町村用、2枚目が税務署用、3枚目が本人控となっております。1枚目、2枚目に押印し、平成21年1月1日にお住まいの市区町村に源泉徴収票とともに提出してください。ホームページからダウンロードした場合は1枚作成してコピーし、それぞれに押印するか2枚作成して必ず2枚一組にして提出してください。

※所得税（住宅借入金等特別控除前）の速算表

I：平成18年分以前

A - B の金額（千円未満切捨）	税率	控除額
330万円以下	10%	0
330万円超～900万円以下	20%	33万円
900万円超～1,800万円以下	30%	1,23万円
1,800万円超	37%	2,49万円

II：平成20年分

A - B の金額（千円未満切捨）	税率	控除額
195万円以下	5%	0
195万円超～330万円以下	10%	97,500
330万円超～695万円以下	20%	427,500
695万円超～900万円以下	23%	636,000
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000
1,800万円超	40%	2,796,000

(A - B) × 税率 - 控除額 = 所得税額（住宅借入金等特別控除前）